

(一部抜粋)

令和6年3月1日

令和6年第1回神奈川県議会定例会

## 建設・企業常任委員会資料

(令和6年2月27日付託分)

企 業 庁

議案（令和5年度 条例その他）

XI 神奈川県県営上水道条例の一部を改正する条例の概要…………… 32

**XI 神奈川県県営上水道条例の一部を改正する条例の概要**

**1 改正の趣旨**

水需要の減少を背景に水道料金収入が減少する中、将来にわたる持続可能な水道の実現に向けて、大規模地震に備えた戦略的な水道施設整備等を着実に進めるため、料金体系や料金水準等について、所要の改正を行う。

**2 改正の内容**

- (1) 用途別料金体系から口径別料金体系への見直し
- (2) 口径別に基本水量及び基本料金を設定
- (3) 家事用、業務用及び一時用の従量料金を統合

第37条第1項の表を次のように改める。

専用給水装置の給水目的の区分	量水器の区分	料金の種別		
		基本料金	従量料金 (1立方メートルにつき)	
	口径25ミリメートル以下	4立方メートル以下の分	890円	4立方メートルを超え8立方メートル以下の分 20円
				8立方メートルを超え15立方メートル以下の分 153円
				15立方メートルを超え20立方メートル以下の分 164円
				20立方メートルを超え30立方メートル以下の分 220円
				30立方メートルを超え50立方メートル以下の分 285円
				50立方メートルを超え100立方メートル以下の分 310円
				100立方メートルを超え300立方メートル以下の分 338円
				300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分 366円
				1,000立方メートルを超える分 463円 (家事用)

家事用 業務用 一時用	口径30 ミリメ ートル	10立方メートル 以下の分	1,300円		にあつ ては、 366円)	
				10立方メートルを超え15 立方メートル以下の分	153円	
				15立方メートルを超え20 立方メートル以下の分	164円	
				20立方メートルを超え30 立方メートル以下の分	220円	
				30立方メートルを超え50 立方メートル以下の分	285円	
				50立方メートルを超え 100立方メートル以下の 分	310円	
				100立方メートルを超え 300立方メートル以下の 分	338円	
				300立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分	366円	
		463円 (家事用 にあつ ては、 366円)				
	口径40 ミリメ ートル	30立方メートル 以下の分	6,000円		30立方メートルを超え50 立方メートル以下の分	285円
					50立方メートルを超え 100立方メートル以下の 分	310円
					100立方メートルを超え 300立方メートル以下の 分	338円
					300立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分	366円
					463円 (家事用 にあつ ては、 366円)	
	口径50 ミリメ ートル	50立方メートル 以下の分	11,500円		50立方メートルを超え 100立方メートル以下の 分	310円
					100立方メートルを超え 300立方メートル以下の 分	338円
					300立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分	366円

			463円 (家事用にあつては、366円)	
口径75 ミリメ ートル	100立方メートル 以下の分	27,010円	1,000立方メートルを超 える分	
			100立方メートルを超え 300立方メートル以下の 分	338円
			300立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分	366円
口径 100ミ リメー トル	150立方メートル 以下の分	45,030円	1,000立方メートルを超 える分	463円 (家事用にあつては、 366円)
			150立方メートルを超え 300立方メートル以下の 分	338円
			300立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分	366円
口径 150ミ リメー トル	350立方メートル 以下の分	119,100円	1,000立方メートルを超 える分	463円 (家事用にあつては、 366円)
			350立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分	366円
口径 200ミ リメー トル	500立方メートル 以下の分	195,460円	1,000立方メートルを超 える分	463円 (家事用にあつては、 366円)
			500立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分	366円
口径 250ミ リメー トル	800立方メートル 以下の分	315,640円	1,000立方メートルを超 える分	463円 (家事用にあつては、 366円)
			800立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分	366円

				366円)	
	口径 300ミ リメー トル	1,200立方メー トル以下の分	489,000円	1,200立方メー トルを超 える分 463円 (家事用 にあつ ては、 366円)	
公衆浴 場用	口径 300ミ リメー トル以 下	4立方メー トル以 下の分	890円	4立方メー トルを超え8 立方メー トル以下の分	20円
				8立方メー トルを超え る分	57円

### 3 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

令和6年10月1日

(2) 経過措置

改正後の神奈川県県営上水道条例（以下「新条例」という。）第37条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から令和7年9月30日までの間における水道料金について、次のとおり経過措置を設ける。

附則別表第1

専用給 水装置 の給水 目的の 区分	量水器 の区分	料金の種別			
		基本料金	従量料金 (1立方メートルにつき)		
	口径25 ミリメ ートル 以下	4立方メー トル以 下の分	846円	4立方メー トルを超え8 立方メー トル以下の分	19円
				8立方メー トルを超え15 立方メー トル以下の分	145円
				15立方メー トルを超え20 立方メー トル以下の分	156円
				20立方メー トルを超え30 立方メー トル以下の分	209円
				30立方メー トルを超え50 立方メー トル以下の分	271円
				50立方メー トルを超え 100立方メー トル以下の 分	295円
				100立方メー トルを超え 300立方メー トル以下の 分	321円
				300立方メー トルを超え 1,000立方メー トル以下の 分	348円

家事用 業務用 一時用	口径30 ミリメ ートル	10立方メートル以下 の分	1,236円	1,000立方メートルを超 える分	440円 (家事用 にあっ ては、 348円)
				10立方メートルを超え15 立方メートル以下の分	145円
				15立方メートルを超え20 立方メートル以下の分	156円
				20立方メートルを超え30 立方メートル以下の分	209円
				30立方メートルを超え50 立方メートル以下の分	271円
				50立方メートルを超え 100立方メートル以下の 分	295円
				100立方メートルを超え 300立方メートル以下の 分	321円
				300立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分	348円
				1,000立方メートルを超 える分	440円 (家事用 にあっ ては、 348円)
	口径40 ミリメ ートル	30立方メートル以下 の分	5,704円	30立方メートルを超え50 立方メートル以下の分	271円
				50立方メートルを超え 100立方メートル以下の 分	295円
				100立方メートルを超え 300立方メートル以下の 分	321円
				300立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分	348円
				1,000立方メートルを超 える分	440円 (家事用 にあっ ては、 348円)
				50立方メートルを超え 100立方メートル以下の 分	295円
100立方メートルを超え 300立方メートル以下の 分				321円	

口径50 ミリメ ートル	50立方メートル以下 の分	10,934円	300立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分	348円
			1,000立方メートルを超 える分	440円 (家事用 にあっ ては、 348円)
口径75 ミリメ ートル	100立方メートル以 下の分	25,682円	100立方メートルを超え 300立方メートル以下の 分	321円
			300立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分	348円
			1,000立方メートルを超 える分	440円 (家事用 にあっ ては、 348円)
口径 100ミ リメー ートル	150立方メートル以 下の分	42,814円	150立方メートルを超え 300立方メートル以下の 分	321円
			300立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分	348円
			1,000立方メートルを超 える分	440円 (家事用 にあっ ては、 348円)
口径 150ミ リメー ートル	350立方メートル以 下の分	113,242円	350立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分	348円
			1,000立方メートルを超 える分	440円 (家事用 にあっ ては、 348円)
口径 200ミ リメー ートル	500立方メートル以 下の分	185,846円	500立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分	348円
			1,000立方メートルを超 える分	440円 (家事用 にあっ ては、 348円)
			800立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分	348円



	口径 250ミ リメー トル	800立方メートル以 下の分	300,116円	1,000立方メートルを超 える分	440円 (家事用 にあっ ては、 348円)
	口径 300ミ リメー トル	1,200立方メートル 以下の分	464,950円	1,200立方メートルを超 える分	440円 (家事用 にあっ ては、 348円)
公衆浴 場用	口径 300ミ リメー トル以 下	4立方メートル以下 の分	846円	4立方メートルを超え8 立方メートル以下の分	19円
				8立方メートルを超える 分	57円

新条例第37条第1項の規定にかかわらず、令和7年10月1日から令和8年9月30日までの間における水道料金について、次のとおり経過措置を設ける。

附則別表第2

専用給 水装置 の給水 目的の 区分	量水器 の区分	料金の種別			
		基本料金	従量料金 (1立方メートルにつき)		
	口径25 ミリメ ートル 以下	4立方メートル以下 の分	868円	4立方メートルを超え8 立方メートル以下の分	20円
				8立方メートルを超え15 立方メートル以下の分	149円
				15立方メートルを超え20 立方メートル以下の分	160円
				20立方メートルを超え30 立方メートル以下の分	215円
				30立方メートルを超え50 立方メートル以下の分	278円
				50立方メートルを超え 100立方メートル以下の 分	302円
				100立方メートルを超え 300立方メートル以下の 分	330円
				300立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分	357円

			1,000立方メートルを超える分	452円 (家事用にあつては、357円)
口径30 ミリメ ートル	10立方メートル以下の分	1,268円	10立方メートルを超え15立方メートル以下の分	149円
			15立方メートルを超え20立方メートル以下の分	160円
			20立方メートルを超え30立方メートル以下の分	215円
			30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	278円
			50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	302円
			100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	330円
			300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	357円
			1,000立方メートルを超える分	452円 (家事用にあつては、357円)
口径40 ミリメ ートル	30立方メートル以下の分	5,852円	30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	278円
			50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	302円
			100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	330円
			300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	357円
			1,000立方メートルを超える分	452円 (家事用にあつては、357円)
			50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	302円
			100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	330円

家事用 業務用 一時用	口径50 ミリメ ートル	50立方メートル以下 の分	11,216円	300立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分	357円
				1,000立方メートルを超 える分	452円 (家事用 にあっ ては、 357円)
	口径75 ミリメ ートル	100立方メートル以 下の分	26,346円	100立方メートルを超え 300立方メートル以下の 分	330円
				300立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分	357円
				1,000立方メートルを超 える分	452円 (家事用 にあっ ては、 357円)
	口径 100ミ リメー トル	150立方メートル以 下の分	43,922円	150立方メートルを超え 300立方メートル以下の 分	330円
				300立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分	357円
				1,000立方メートルを超 える分	452円 (家事用 にあっ ては、 357円)
	口径 150ミ リメー トル	350立方メートル以 下の分	116,170円	350立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分	357円
				1,000立方メートルを超 える分	452円 (家事用 にあっ ては、 357円)
口径 200ミ リメー トル	500立方メートル以 下の分	190,654円	500立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分	357円	
			1,000立方メートルを超 える分	452円 (家事用 にあっ ては、 357円)	
			800立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分	357円	

	口径 250ミ リメー トル	800立方メートル以 下の分	307,878円	1,000立方メートルを超 える分	452円 (家事用 にあっ ては、 357円)
	口径 300ミ リメー トル	1,200立方メートル 以下の分	476,974円	1,200立方メートルを超 える分	452円 (家事用 にあっ ては、 357円)
公衆浴 場用	口径 300ミ リメー トル以 下	4立方メートル以下 の分	868円	4立方メートルを超え8 立方メートル以下の分	20円
				8立方メートルを超える 分	57円